

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年3月4日

収支等命令者

佐賀県立致遠館高等学校長 井原 敏裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度一般廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 業務の内容 別添「一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
- (4) 対象施設
佐賀県立佐賀東高等学校（佐賀市南佐賀三丁目11番15号）
佐賀県立佐賀西高等学校（佐賀市城内一丁目4番25号）
佐賀県立佐賀北高等学校（佐賀市天祐二丁目6番1号）
佐賀県立致遠館中学校・高等学校（佐賀市兵庫北四丁目1番1号）
佐賀県立佐賀工業高等学校（佐賀市緑小路1番1号）
佐賀県立佐賀商業高等学校（佐賀市神野東四丁目12番40号）
佐賀県立高志館高等学校（佐賀市大和町尼寺1698番地）
佐賀県立金立特別支援学校（佐賀市金立町金立2339番地2）
佐賀県立大和特別支援学校（佐賀市大和町久留間3353番地）
佐賀県立盲学校（佐賀市天祐一丁目5番29号）
佐賀県立ろう学校（佐賀市鍋島町森田321番地）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。誘致企業）であること。
- (8) 佐賀市の「一般廃棄物収集運搬業許可証」を有すること。
- (9) 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、「入札参加資格確認申請書」（様式第1号）に関係資料を添付のうえ、令和6年3月12日（火）17時までに下記の担当校まで持参又は郵送（12日（火）17時までに担当校へ必着）してください。

提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

関係資料

- ・ 営業概要書（様式第2号）
- ・ 同種業務の履行実績調書（様式第3号）
- ・ 契約書類（写）等の同種業務の履行実績が確認できる書類
- ・ 佐賀市の「一般廃棄物収集運搬業許可証（写）」

※ 担当校

〒849-0919 佐賀市兵庫北四丁目1番1号

佐賀県立致遠館高等学校 事務室

電話：0952-33-0401

FAX：0952-34-1041

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

なお、入札参加資格の確認結果は、令和6年3月15日(金)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

3の担当校と同じ

(2) 入札関係書類の交付方法

令和6年3月4日(月)から令和6年3月12日(火)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、3の担当校において交付します。

また、佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からも入手できます。

なお、危機管理上の理由により、学校配置図は掲載しませんので、必要な場合は3の担当校で全対象施設分を直接交付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

ただし、現場確認等が必要な場合は担当へご連絡ください。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年3月26日(火) 午前10時

イ 場 所 佐賀市兵庫北四丁目1番1号

佐賀県立致遠館高等学校 管理棟1階 小会議室

ウ 入札方法 入札は入札書(様式第4号)により、本人又は代理人が直接持参してください。

ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状(様式第5号)を提出してください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

次のアからウのいずれかの方法によってください。

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債

額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）

券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権

債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証

その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 契約保証金

次のアからウのいずれかの方法によってください。

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に

わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合に生じた損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度とする）を行ないます。
- エ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

オ 総額による最低価格をもって落札価格とします。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届（様式第6号）を提出してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(8) その他

この公告に掲げる入札及び契約は、当該業務に係る令和6年度予算が成立しない場合は行わないものとします。この場合は、佐賀県のホームページにより公告します。

(9) 問合せ先

〒849-0919 佐賀市兵庫北四丁目1番1号

佐賀県立致遠館高等学校 事務室

電 話：0952-33-0401

F A X：0952-34-1041